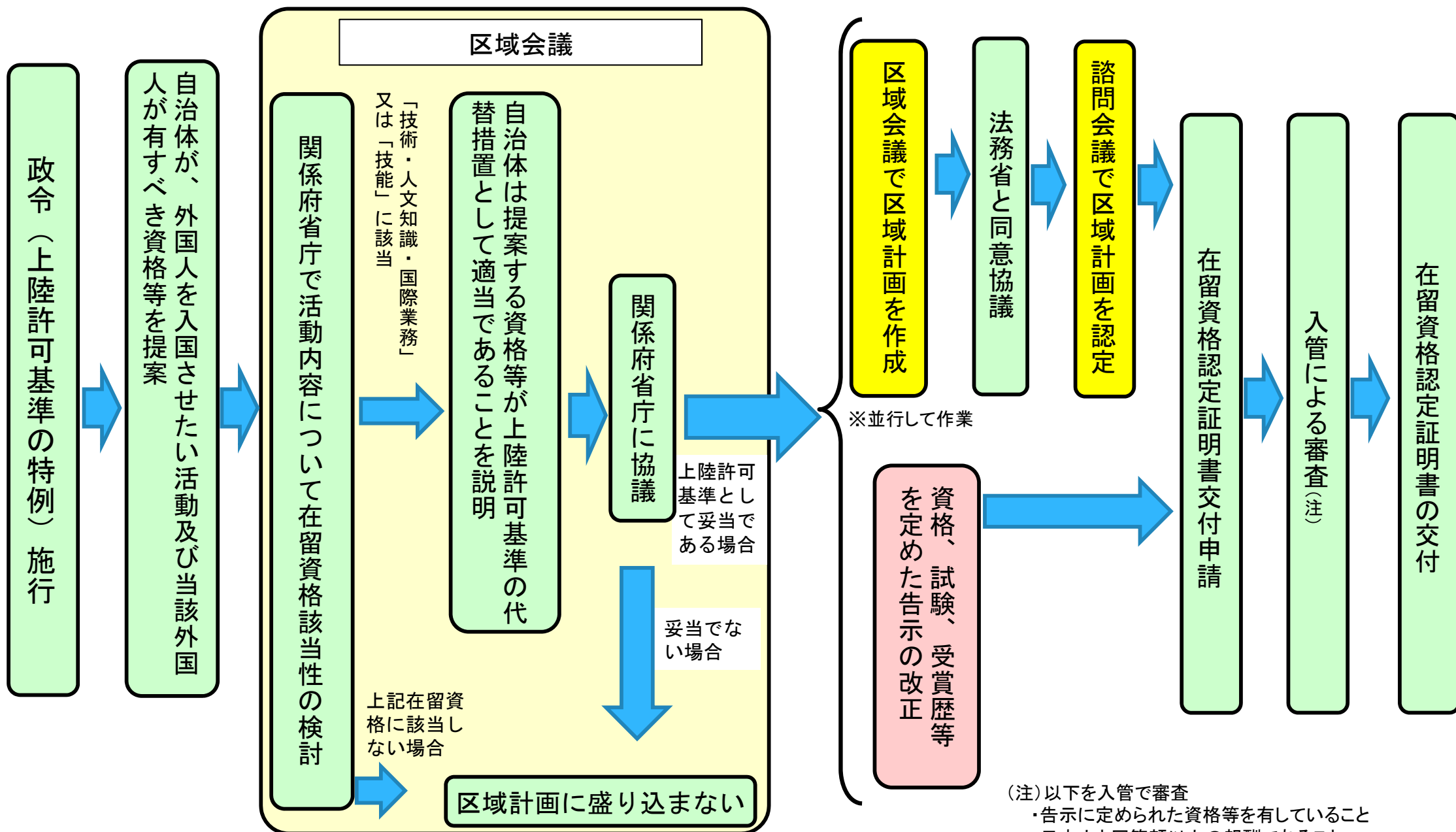


クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れについて



(注) 以下を入管で審査

- ・告示に定められた資格等を有していること
- ・日本人と同等額以上の報酬であること
- ・活動の全部又は一部が区域内であること

等